

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく各保護申請却下決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して行った、障害者加算の認定に係る保護申請を却下した処分（保護却下決定通知書別紙の項番5。以下「本件処分1」という。）及び大学通信教育課程に関する費用の支給に係る保護申請を却下した処分（保護却下決定通知書別紙の項番1。以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれその取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件各処分の違法性又は不当性を主張している。

#### 1 障害者加算について

東京都福祉保健局生活福祉部保護課「生活保護運用事例集」（2017（令和3年6月改訂版）の問6－21は、「障害者加算の対象とすべき障害者の認定は、必ずしも・・・裁定又は認定を待って行うべきものではない。・・・裁定等を受けていない障害者から加算についての申告があったときは、・・・加算の適否について保護の実施機関としての認定を行う」とされており、処分庁は、本件申請1に対し、国民年金証書のみによって障害の等級を認定するのではなく、加算の適否について保護実施機関として認定を行うべきであった。

そもそも、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）が障害者加算アを行

う者とする国民年金法施行令別表に定める１級の障害のある者について、同別表９号は「前各号に掲げるもののほか、病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」、同表１１号は「身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの」としている。

しかるに、請求人は、「〇〇症候群による体動困難・外出困難となっているため通学・就業が不可能」といった診断を受けており、同症候群による骨の脆化のため２０２１年１２月に腰椎骨折して予後不良であり、常時発熱状態と全身の皮膚の炎症に悩まされ、全身の倦怠感が強く、終日自宅ではほぼ寝たきりの状態である。

また、請求人は〇〇症、〇〇症により障害年金２級と裁定され、自己管理の困難や不安・抑うつの高まりが指摘されており、日常生活における身の回りのことも多くの援助が必要であると診断されている。

したがって、請求人は国民年金法施行令別表の９号ないし１１号に該当し、障害者加算アが行われなければならない。

請求人は、令和５年７月６日付けで日本年金機構により１級１１号と認定された。同認定は、令和３年１２月に遡及して支給すると認定しており、本件申請１の令和４年８月８日の時点で、請求人につき障害者加算アに当たる障害が存したことは明らかである。

## ２ 技能修得費について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日付社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第７・８・(２)・ア・(ア)は、大学に係る諸費用を支給対象から除外していない。大学に係る諸費用を技能修得費として支給するか否かは、法１７条の「その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込」の有無により判断されるべきものである。

しかるに、本件処分２は、本件申請２について法１７条に定める見込の調査確認をしておらず、その判断過程に裁量権を逸脱する違法がある。

また、請求人は、大学の専門課程で法学を学び、自己の権利に係る判断を自分で適切に行えるようになりたいと真摯に希望しており、その意向及び請求人の真摯な努力に照らし、自立助長に必要な知識・技能を修得する見込みは十二分にある。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

| 年 月 日      | 審議経過         |
|------------|--------------|
| 令和6年 7月12日 | 諮問           |
| 令和6年 8月 2日 | 請求人から主張書面の提出 |
| 令和6年10月15日 | 審議（第93回第3部会） |
| 令和6年11月18日 | 審議（第94回第3部会） |

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の補足性、種類等

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は保護基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

法11条1項は、保護の種類として、生活扶助（1号）、生業扶助（7号）等を定めている。

##### (2) 障害者加算

##### ア 法令

法12条は、生活扶助について、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、同条各号に掲げる事項の範囲内において行われるとし、その範囲に「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」（1号）を定めている。

保護基準は、別表第1生活扶助基準の中に、各種加算を位置付けており、そのうち障害者加算を行う者を、次のとおりとする（別表

第1・第2章・2・(2)・ア及びイ)。

「ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）

別表第5号の身体障害者障害程度等級表（以下「障害等級表」という。）の1級若しくは2級又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）

イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）ただし、アに該当する者を除く。」

イ 局長通知

局長通知第7・2・(2)・エ・(ア)は、障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこととする。

また、同・(イ)は、これらを所持していないものについては、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこととする。

ウ 保護課長通知

「生活保護法による保護における障害者加算等の認定について」（昭和40年5月14日社保第284号厚生省社会局保護課長通知。以下「保護課長通知」という。）は、障害者加算等の認定についての留意点を通知するもので、その1から3までは、おおむね次の(ア)から(ウ)までのとおりである。

(ア) 保護における各種加算の対象とすべき障害者の認定は、必ずしも当該障害者を支給要件とする年金又は手当（以下「関連年金等」という。）における裁定又は認定をまっとうすべきものではないこと。

したがって現に関連年金等の裁定等を受けていない障害者から加算についての申告があつたときは、関連年金等の受給に必要な手続をとるよう指示するとともに、(ウ)により加算の適否について保護の実施機関としての認定を行うこと。

(イ) 要保護者から関連年金等の裁定等を受けている旨の申告があったときは、保護の実施機関として特に診断書等を徴することなく当該裁定等の事実を確認のうえ相応の加算を認定して差しつかえないこと。

(ウ) 要保護者であって関連年金等の受給手続中である等のため保護の実施機関として加算の適否を認定する必要があると認められる者については、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センターその他実施機関の指定する医師の診断により認定を行うこと。

#### エ 障害者加算の額

保護基準は、生活扶助等の基準額を定めるに当たり、地域ごとの級地区分を定めており、〇〇区は、級地区分において「１級地－１」に該当する地域であるとされ（保護基準別表第９・１・(1)）、同地域における障害者加算額は、在宅者について、障害者加算ア（国民年金法施行令別表に定める１級の障害）は２６，８１０円、障害者加算イ（国民年金法施行令別表に定める２級の障害）は１７，８７０円とされている（同別表第１・第２章・２・(2)）。

### (3) 技能修得費

#### ア 法

法１７条は、生業扶助について、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、同条各号に掲げる事項の範囲内において行われる、ただし、これによって、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込のある場合に限るとし、その範囲に「生業に必要な技能の修得」（２号）を定めている。

#### イ 局長通知

局長通知第７・８・(2)は、技能修得費を同・アの技能修得費と同・イの高等学校就学費とし、同・ア・(ア)は、技能修得費は、生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認のうえ、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上するものとし、同・(エ)は、上記(ア)に定めるところにかかわらず、自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能

(略)についても計上して差し支えないとする。

#### ウ 課長通知

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保発第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7・問80・答は、上記イの局長通知にいう「実施機関が特に必要と認めた場合」の対象となりうるものについて、技能修得費は生業に必要な技能の修得を目的とするものであるから、対象としては、稼働能力を有する者は、段階的であっても就労を目指して行う取組である必要がある、とする。

#### (4) 局長通知等の位置付け

局長通知、課長通知及び保護課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

### 2 本件各処分についての検討

#### (1) 本件処分1

処分庁は、請求人については保護開始時から本件国民年金証書に基づき障害者加算イを認定していることを主な理由として、障害者加算アの支給を求める本件申請1を却下したことが認められる。

本件申請1の趣旨は、「1年6月を超える相当程度以前の時期にはじめて身体の障害について診断を受け、現在認定されている障害基礎年金2級相当の前障害と複合することにより厚生省告示第158号における第2章2-(2)アに該当する。」であるところ、処分庁が請求人について保護開始時から認定した障害者加算イは、本件国民年金証書によれば精神の障害の診断書によるものであるから、本件申請1は、本件国民年金証書で認定された精神の障害とは別の身体の障害に係るものと考えられる。

障害者加算の認定に係る留意点として、保護課長通知の1は「関連年金の裁定等を受けていない障害者から加算についての申告があったときは、関連年金等の受給に必要な手続をとるよう指示をするとともに、3により加算の可否について保護の実施機関としての認定を行うこと」、同3は「要保護者であって関連年金等の受給手続中である等のため保護の実施機関として加算の適否を認定する必要があると認められる者については、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センターその他実施機関の指定する医師の診断により認定を行うこと」としているところ（1・(2)・ウ）、本件

申請 1 に記載された「身体の障害」について、処分庁は、請求人に対し、年金の受給手続をしているか等の確認をしていない。

しかし、請求人は、本件申請 1 に際して、処分庁に対し、身体の障害に係る診断書等を提出しておらず、身体の障害について年金の受給手続をしていることも明らかにしていない。また、本件処分 1 までの間に、請求人が処分庁に対し、請求人の身体障害者手帳を提出した事実も認められない。さらに、担当職員は、請求人宅訪問時、請求人が歩行していることを視認しており、請求人に身体の障害があることが外見からは判明しなかったことがうかがわれる（請求人の年金を 1 級に変更した本件変更通知において、診断書の種類が 9（血液・造血器・その他障害）と記載されている。）。

以上のことから、本件申請 1 について、現に支給している障害者加算イに加えて、保護課長通知の 3 の「加算の適否を認定する必要」を認めず、本件申請を却下した処分庁の判断に違法又は不当な点があるということとはできない。

したがって、処分庁が行った本件処分 1 は、適正かつ妥当なものであったと認められる。

## (2) 本件処分 2

処分庁は、大学に係る諸費用を生業扶助として支給する規定が法にはないことを理由として、本件申請 2 を却下したことが認められる。

法 17 条 2 号の「生業に必要な技能の修得」は、局長通知によると、「生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費」を必要とする被保護者に対して行われるとされ、技能修得費と高等学校就学費とされており（1・(3)・ア及びイ）、大学に係る諸費用は生業扶助の対象とはされていない。

したがって、本件処分 2 は、上記 1 記載の法令等の定めにより、適正になされたものと認められる。

## 3 請求人の主張についての検討

請求人は、第 3 のとおり主張し、本件各処分の取消しを求めている。

しかし、本件各処分が違法又は不当なものと認められないことは、上記 2 で述べたとおりである。

なお、請求人は、令和 5 年 7 月 6 日付けで日本年金機構により 1 級 11 号と認定された、同認定は令和 3 年 12 月に遡及して支給するとしており、本件申請 1 の令和 4 年 8 月 8 日の時点で、請求人につき障

害者加算アに当たる障害が存したことは明らかであると主張する。しかし、処分庁が請求人の障害等級が1級であると確認することができたのは、請求人から本件変更通知書を収受した令和5年7月6日であって、本件処分1が行われた令和4年9月7日の時点ではない。したがって、請求人の主張は採用することができない。

また、請求人より提出された審理員意見書に対する主張書面（令和6年7月31日付けのもので、同年8月2日に収受した。）について、審査会として慎重に吟味したが、これまでの判断を覆すに足りるものであると認めることはできない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分にはいずれも違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

山田攝子、青木淳一、澄川洋子